



交通遺児家庭の生活実態調査結果について

平成27年 4月

公益財団法人 交通遺児育英会

交通遺児家庭の生活実態調査結果について

平成27年4月
公益財団法人交通遺児育英会

交通遺児育英会では、平成26年末から平成27年初めにかけて、当会の全奨学生家庭を対象にアンケート調査を実施しました。これは、今後の事業展開の参考にする趣旨から、交通遺児家庭がいまどのような状況にあるか、また、保護者の方々が当会の事業についてどのように思っているか等を聞いたものです。

高校生、専修学校生、大学生等、子弟が当会より奨学金を受けている1,085（注1）の世帯に調査票を送付し、全都道府県492の世帯から回答をいただきました（回収率45.3%）。回答結果から、交通遺児家庭の現況について要点を摘記すると次のとおりです。

（注1）平成26年11月1日現在の奨学生数は、高校・高専440人、大学679人、大学院38人、専修学校等172人（専修学校専門課程160人、専修学校高等課程8人、各種学校4人）計1,329人であるが、複数の奨学生を有する家庭があり、それを調整すると、対象の家庭数は1,085になる。

1 交通遺児家庭の状況について

（回答者、事故被害者、子ども数など）

- 1）回答者の83.5%は母親、父親は10.4%、その他は祖父、祖母など。（図1）
- 2）回答者の年齢は46～50歳35.6%、51～55歳21.7%、41～45歳18.3%。三者計75.6%。（図2）
- 3）事故被害者は父親85.6%、母親13.4%。（図3）
- 4）死亡事故82.3%（405人）、後遺症事故17.1%（84人）。（図4）
- 5）事故のケースは、「被害者」38.0%、「単独事故」34.8%、「双方過失」14.4%、「加害者」10.0%。（図5）
- 6）家族構成は、奨学生から見て、親・兄弟姉妹68.5%、祖父母・親・兄弟姉妹16.3%、その他10.8%。（図6）
- 7）世帯当たりの子どもの数は、1人20.5%（101世帯）、2人43.9%（216世帯）、3人27.8%（137世帯）、4～5人7.7%（38世帯）、2～3人の世帯が71.7%（353世帯）。（図7）
- 8）回答者の就業形態は、父親（51人）の場合、「正規職員」47.1%、「年金生活」13.7%、「非正規職員」「自営業」各9.8%であるのに対し、**母親（全体411人）の場合は、「非正規雇用」42.6%、「正規職員」25.3%、「年金生活」10.0%、母親の中でもシングル母親（259人。注2）に限れば、「非正規雇用」47.1%、「正規職員」26.3%、「年金生活」9.3%となる。母親の場合、「非正規雇用」の割合が多い。**（図8）

（注2）「シングル母親」とは、奨学生から見て祖父母その他の親類が同居していない家庭（いわゆる母子家庭）の母親を指す。

2 交通遺児家庭の経済状況について

(世帯収入)

1) 収入は、給与収入 69.5%、遺族年金 48.8%、その他各種年金 (16.5%)、上記以外の自営等収入 (7.3%)、無職 (5.5%)、無回答 (4.3%) (図 9)

2) 収入実態。各収入ごとの記入者の回答額の平均値と中央値は次のとおり。(図 10 ~ 図 15)

収入	回答グループ	平均値	中央値
給与収入	全体 (333 人)	210.3 万円	180.0 万円
	シングル母親 (190 人)	189.1 万円	160.0 万円
遺族年金	全体 (233 人)	139.6 万円	120.0 万円
	シングル母親 (163 人)	144.4 万円	120.0 万円
その他各種年金	全体 (79 人)	163.4 万円	140.0 万円
	シングル母親 (31 人)	180.0 万円	150.0 万円
その他自営等収入	全体 (33 人)	126.0 万円	100.0 万円
	シングル母親 (14 人)	112.9 万円	100.0 万円
回答者本人の収入合計	全体 (436 人)	274.4 万円	247.5 万円
	シングル母親 (238 人)	280.7 万円	250.0 万円
世帯収入	全体 (446 人)	345.1 万円	330.0 万円
	シングル母親 (241 人)	327.8 万円	310.0 万円

3) 等価可処分所得。シングル母親世帯の平均値は 167.5 万円 (中央値は 159.5 万円) で、厚生労働省「平成 25 年国民生活基礎調査」において**貧困とされた 122 万円以下の世帯は、75 世帯 (31.1%)** に上る。(図 16)

4) 平成 27 年 4 月 6 日に東京地区私立大学教職員組合連合が発表した「2014 年度私立大学新入生の家計負担調査」によれば、私立大学新入生の世帯の税込み年収は平均で 903 万円となっている。また、自宅外通学者の初年度にかかる費用は 296 万円である。

(東京地区私立大学教職員組合連合のホームページより)

これら調査値を見れば、上記交通遺児家庭の収入レベルで子弟に大学教育を受けさせる場合の家計への重圧が尋常でないことがわかる。

3 交通遺児家庭の経済状況について

(事故前と事故後の収入ギャップ)

1) 事故以前の世帯収入。平均値 453.0 万円、中央値 400.0 万円。(図 1 7)

2) 事故以前の世帯収入と現在の世帯収入比較 (過去 10 年間の死亡事故家庭に限定。両方記載があるもの。72 名の集計)。事故前収入の平均は 495.4 万円であったのに対し、現在の収入の平均は 385.7 万円。平均で 109.7 万円の減少。(図 1 8)

(預貯金額)

3) 預貯金。「預貯金なし」24.2%、「100 万円未満」20.1%、「100 万円～300 万円」15.0%。ただし、3 番目に多かったのは、「1,000 万円以上」15.7%。(図 1 9)

(家計の不足度合)

4) 世帯の家計の不足状況。「不足」59.1%、「足りている」36.4%。年収の少ない世帯ほど、不足と答える人が多い。(図 2 0、図 2 1)

5) 奨学金の不足状況。「不足」35.6%、「足りている」60.8%。年収との密接な連関はない。(図 2 2、図 2 3)

(奨学金の返還負担)

6) 「十分に返還できる」20.1%、「返還できると思う」50.2%、「返還負担は大きいと思う」19.7%、「今のところ分からない」8.7%他。(図 2 4、図 2 5)

育英会の当面の対応

(1) 奨学生家庭の経済的負担の軽減を旨として、平成 27 年 4 月より学生寮「心塾」の月額寮費を、東京寮については 1 万円、関西寮については 1 万 5,000 円、それぞれ値下げしました。

(2) 同様の趣旨から、現在学生寮のない地方都市 (東京寮からの通学困難地域を含む。) の自宅外通学生 (高校生を除く。) を対象とした家賃補助制度 (1 万 5,000 円給付) を平成 27 年度下期には開始する予定です。

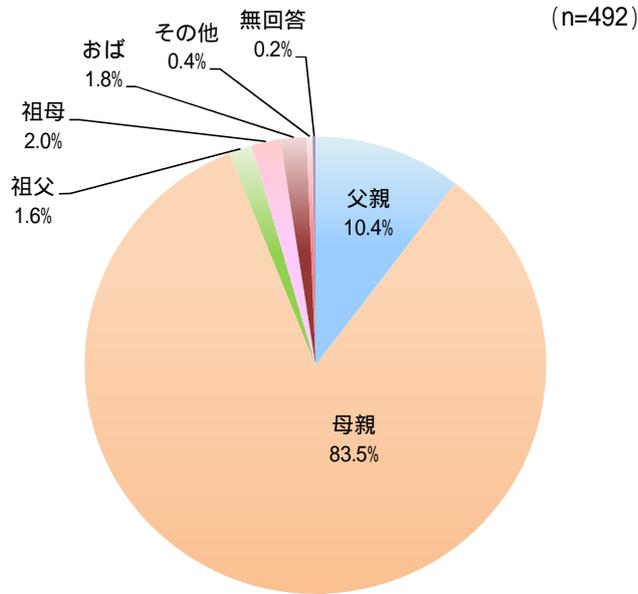
以上

1 交通遺児家庭の状況について
 (回答者、事故被害者、子ども数など)

1) 回答者の続柄

奨学生から見た回答者の続柄について質問している。回答者の8割以上が母親であり、父親が約1割となっている。

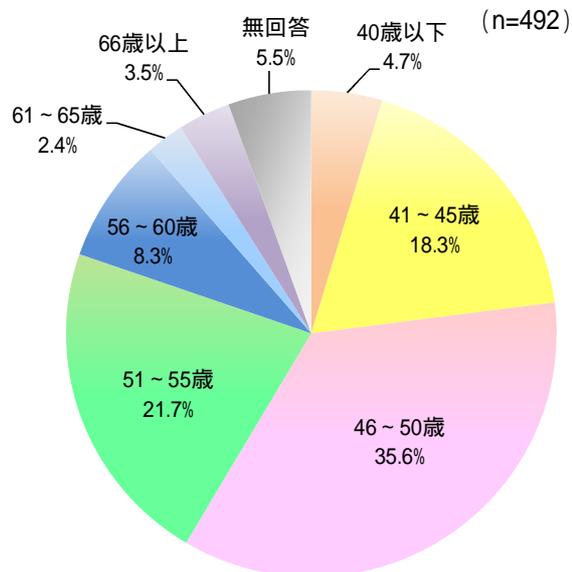
図1 回答者の続柄の構成比



2) 年齢

回答者の年齢について質問している。「46～50歳」が35.6%と最も多く、次いで「51～55歳」が21.7%、「41歳～45歳」が18.3%となっている。

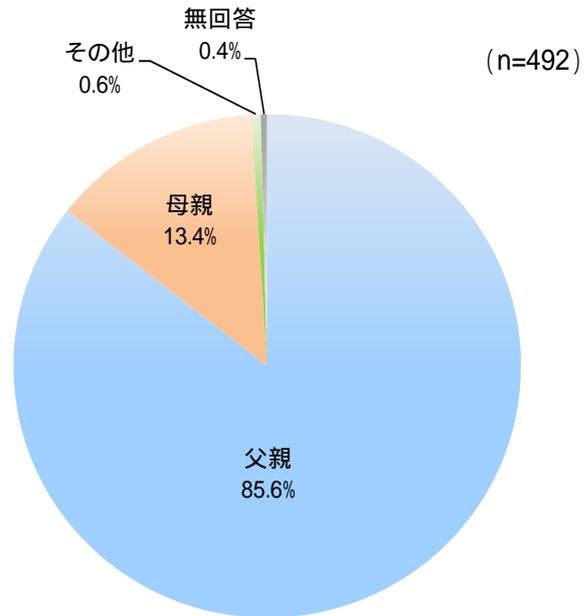
図2 回答者の年齢の構成比



3) 事故被害者との続柄

奨学生から見た事故に遭われた方の続柄を質問したところ、「父親」とする回答が 85.6%となっている。

図3 事故被害者との続柄の構成比

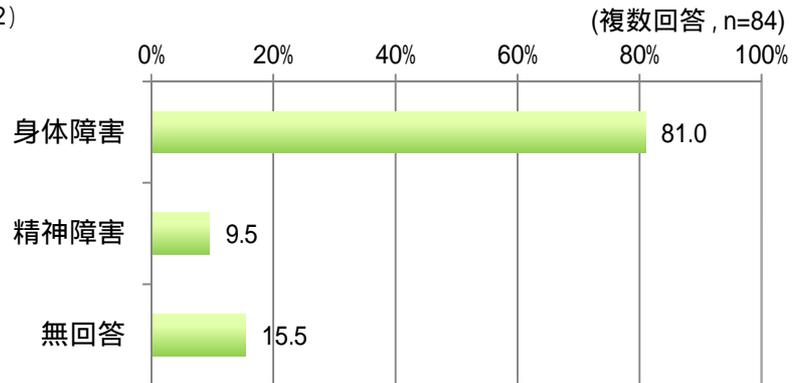
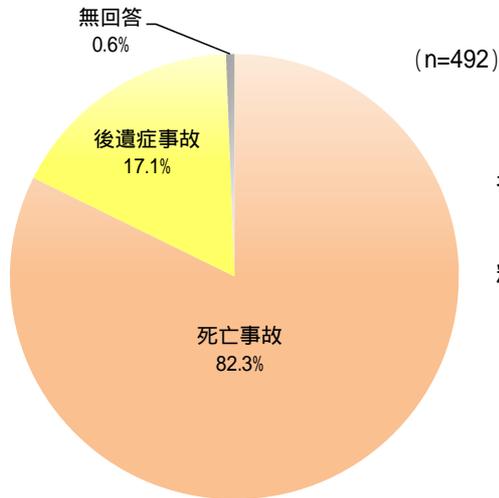


4) 死亡・後遺症事故

事故が「死亡」、「後遺症事故」のいずれかを質問したところ、「死亡事故」が82.3%と8割を超えているが、「後遺症事故」も17.1%と2割弱となっている。また、「後遺症事故」とする回答(84名)のうち、「身体障害」がある者は81.0%、「精神障害」がある者は9.5%となっている。

図4 死亡・後遺症事故の構成比

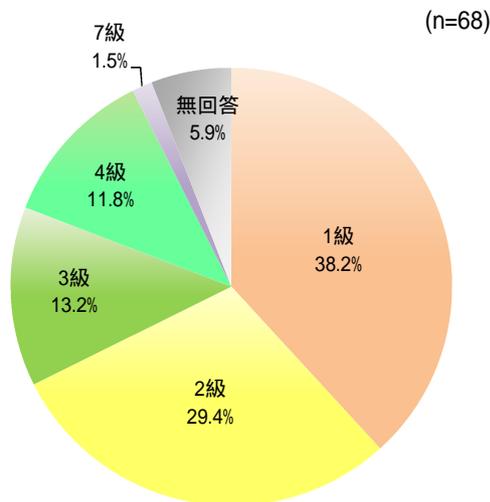
(参考1) 障害種類



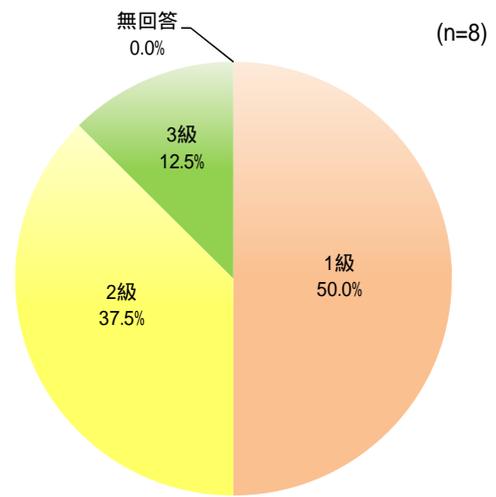
後遺症事故とする回答のみ集計

(参考2) 身体障害級

(参考3) 精神障害級



身体障害とする回答のみ集計

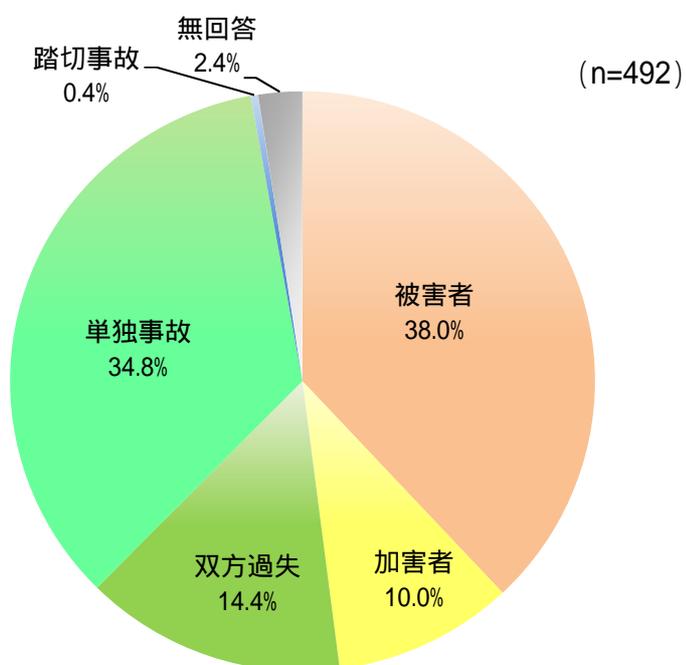


精神障害とする回答のみ集計

5) 事故のケース

どのような事故に遭われたかを質問したところ、「被害者」が38.0%と最も多く、次いで「単独事故」が34.8%となっている。

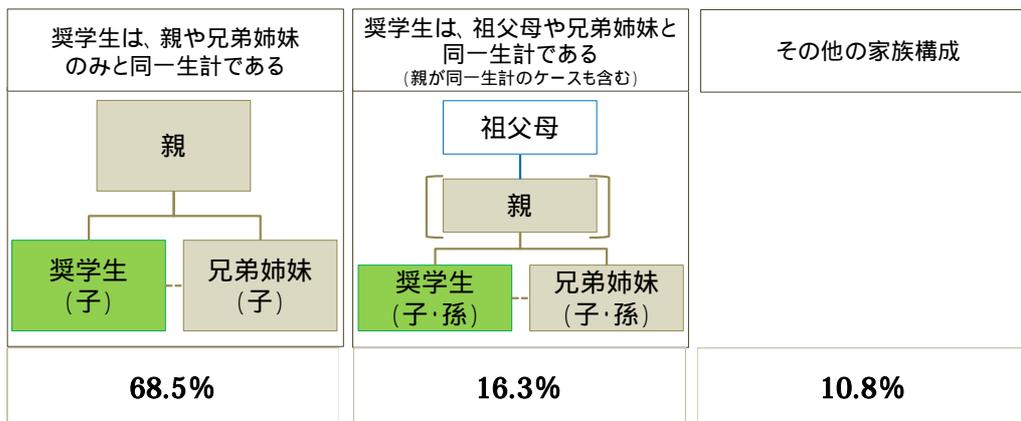
図5 事故のケースの構成比



6) 奨学生の家族構成

奨学生の家族構成について質問している。「奨学生は、親や兄弟姉妹のみと同一生計である」が68.5%、「祖父母や兄弟姉妹と同一生計である」が16.3%、「その他の家族構成」が10.8%となっている。なお、無回答は4.5%となっている。

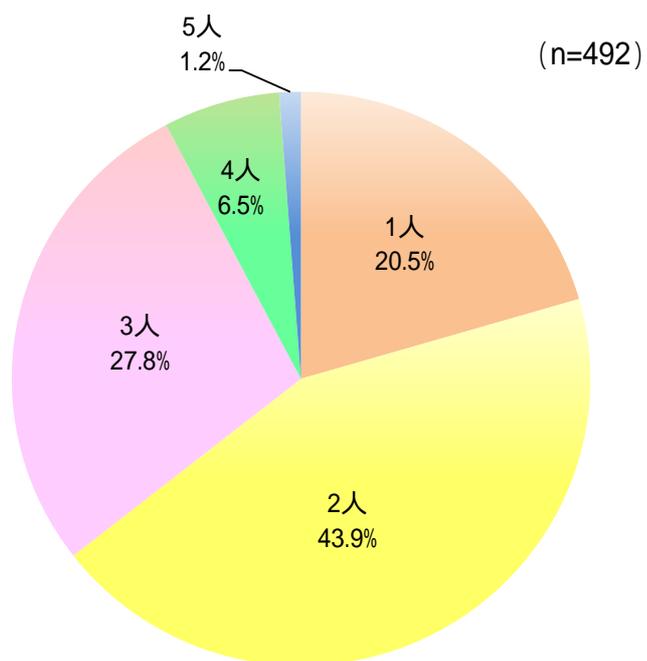
図6 奨学生の家族構成の構成比



7) 子どもの人数(世帯による集計)

世帯当たりの子どもの数は、1人 20.5%(101世帯)、2人 43.9%(216世帯)、3人 27.8%(137世帯)、4~5人 7.7%(38世帯)、2~3人の世帯が71.7%(353世帯)となっている。

図7 子どもの人数の回答率

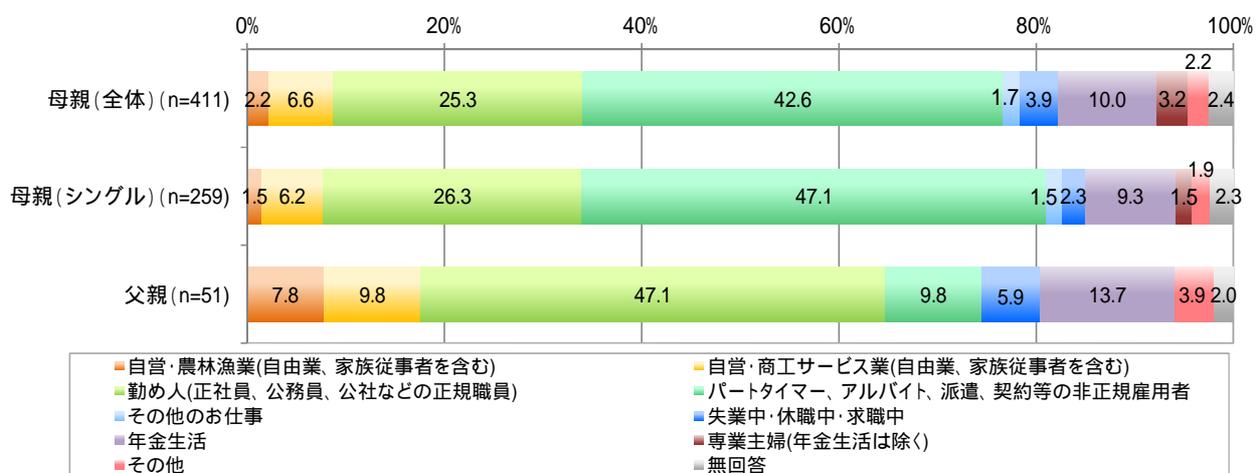


8) 就業形態

回答者について母親（411名）と父親（51名）に分け、さらに母親についてはシングル世帯（259名）を抽出し、現在の就業形態について集計している。

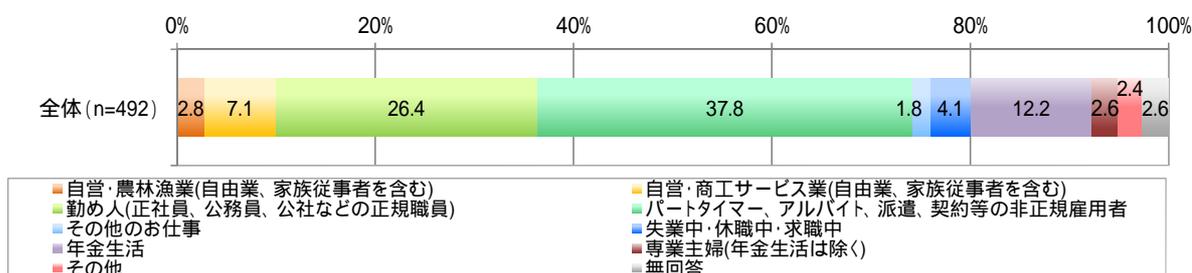
母親（全体）と母親（シングル）の就業形態については、顕著な差異は見られていないが、母親は父親と比較すると「勤め人(正社員、公務員、公社などの正規職員)」が少なく、「パートタイマー、アルバイト、派遣、契約等の非正規雇用者」の比率が高くなっている。

図8 就業形態の構成比（家族形態別）



参考

就業形態の構成比（全体）は、「パートタイマー、アルバイト、派遣、契約等の非正規雇用者」が37.8%、次いで「勤め人(正社員、公務員、公社などの正規職員)」が26.4%となっている。



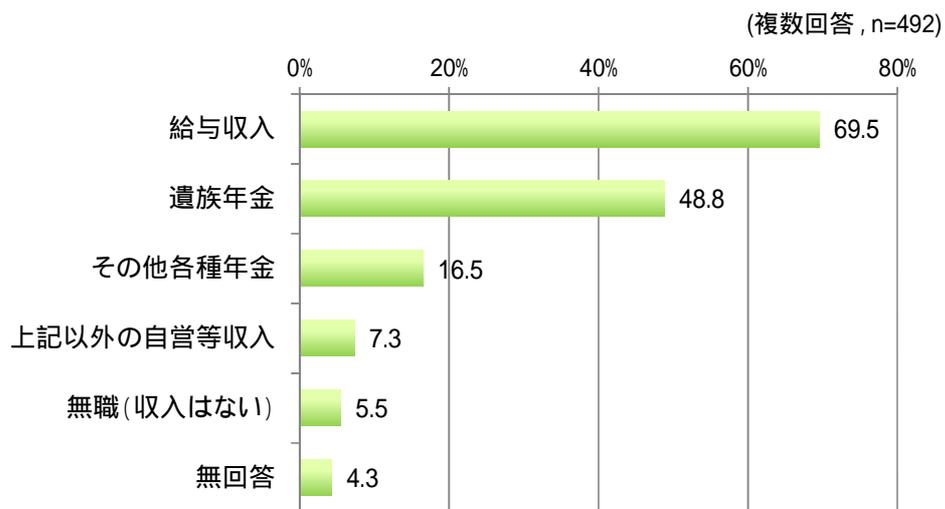
2 交通遺児家庭の経済状況について

(世帯収入)

1) 回答者(本人)の収入

回答者の収入については、「給与収入」があるとする回答は69.5%、「遺族年金」があるとする回答は48.8%となっており、給与収入と遺族年金の回答が多い。

図9 収入の構成



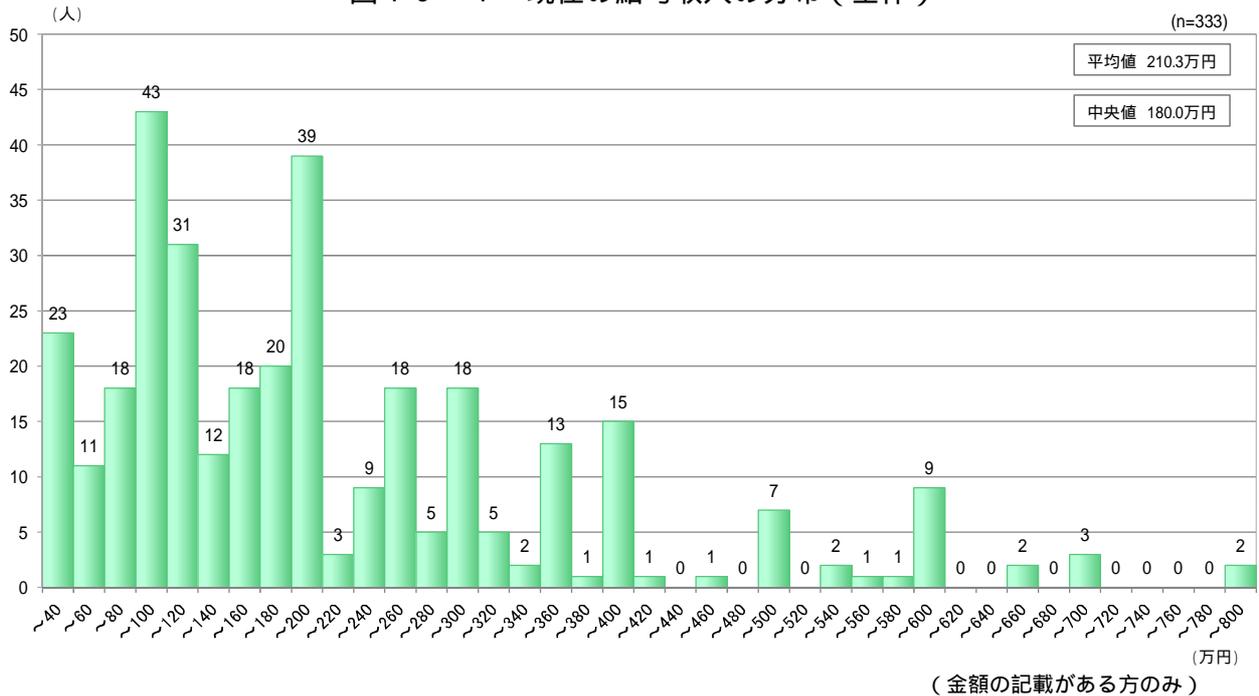
2) 収入実態

各収入ごとに、全体と母親シングルに分けて、平均値と中心地を明らかにした。

< 給与収入 >

給与収入について、回答者全体について集計したところ、「80万円超～100万円以下」が43名と最も多く、また「180万円超～200万円以下」が39名となっている。平均値は210.3万円、中央値は180.0万円となっている。

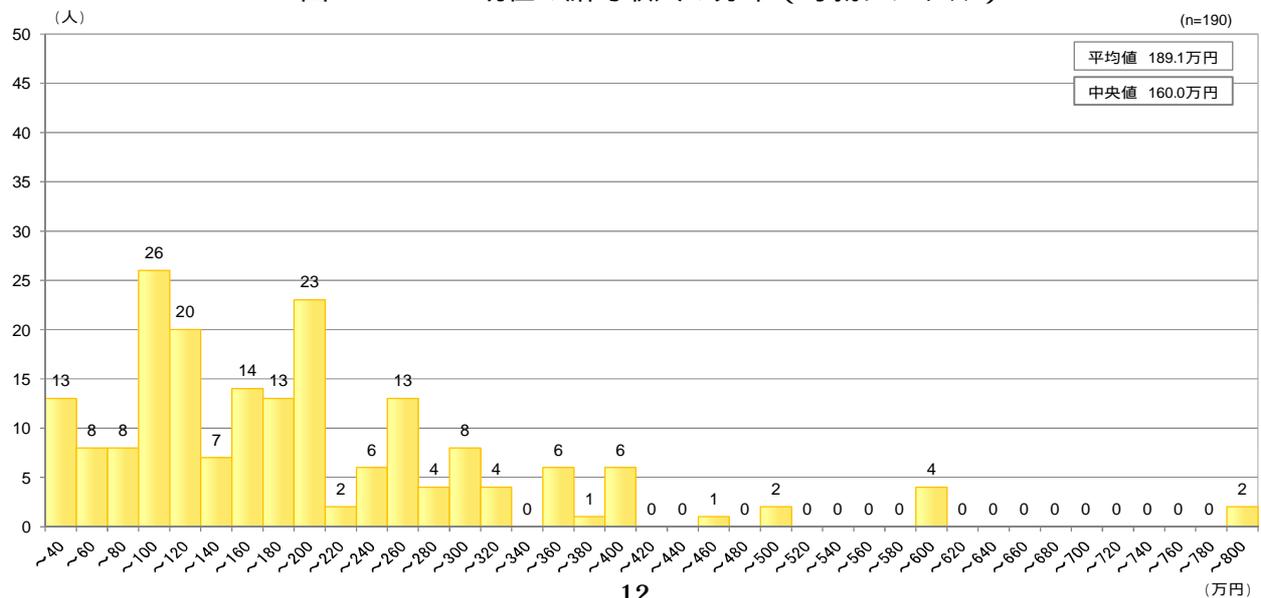
図10-1 現在の給与収入の分布（全体）



(金額の記載がある方のみ)

給与収入についてシングル母親に限定したところ、「80万円超～100万円以下」が26名と最も多く、また「180万円超～200万円以下」が23名となっている。平均値は189.1万円、中央値は160.0万円となっている。

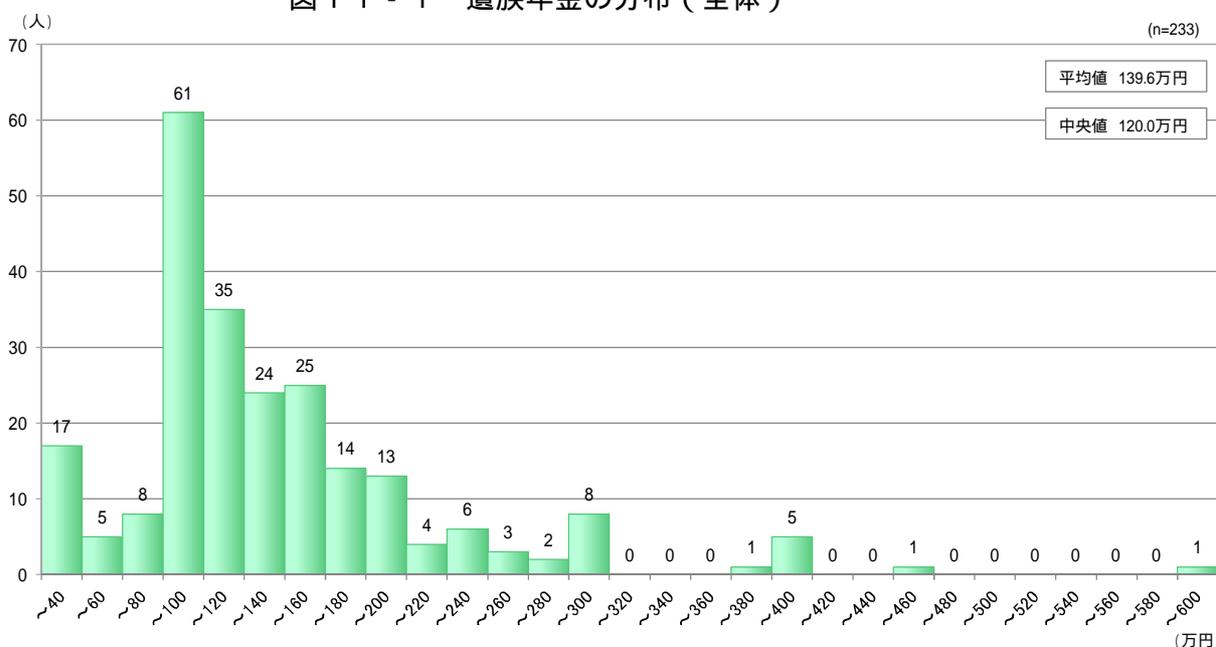
図10-2 現在の給与収入の分布（母親シングル）



< 遺族年金 >

遺族年金について、回答者全体について集計したところ、「80万円超～100万円以下」が61名と最も多く、また「100万円超～120万円以下」が35名となっている。平均額は139.6万円、中央値は120.0万円となっている。

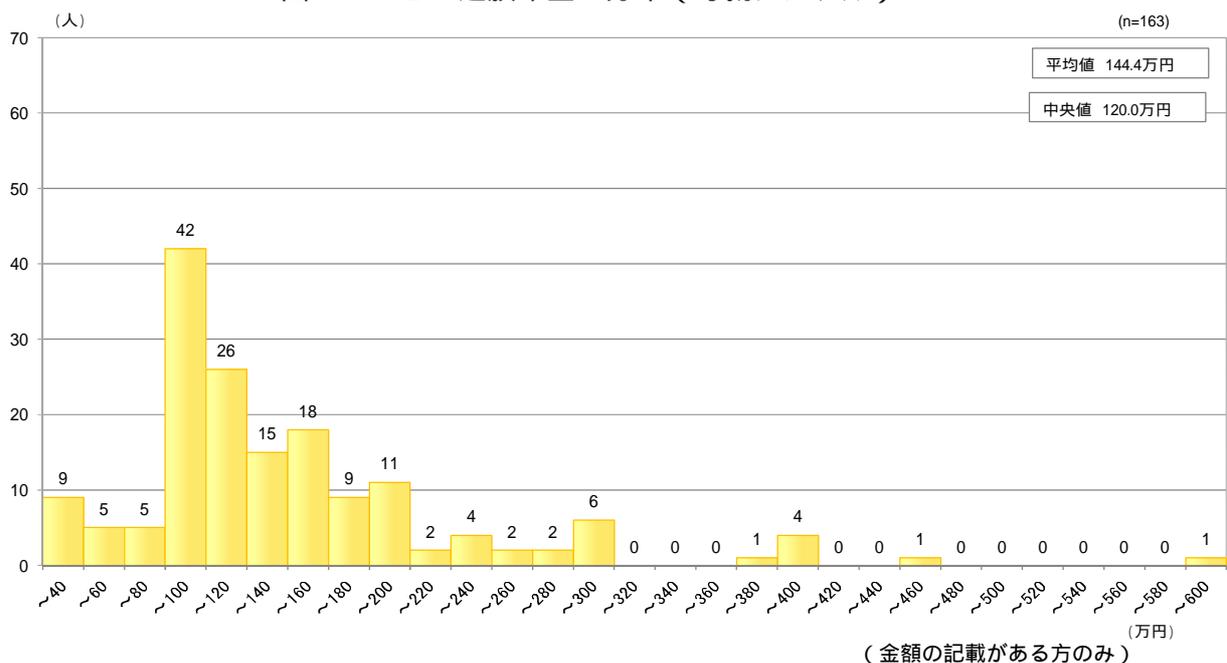
図 1 1 - 1 遺族年金の分布（全体）



(金額の記載がある方のみ)

遺族年金についてシングル母親に限定したところ、「80万円超～100万円以下」が42名と最も多く、また「100万円超～120万円以下」が26名となっている。平均額は144.4万円、中央値は120.0万円となっている。

図 1 1 - 2 遺族年金の分布（母親シングル）

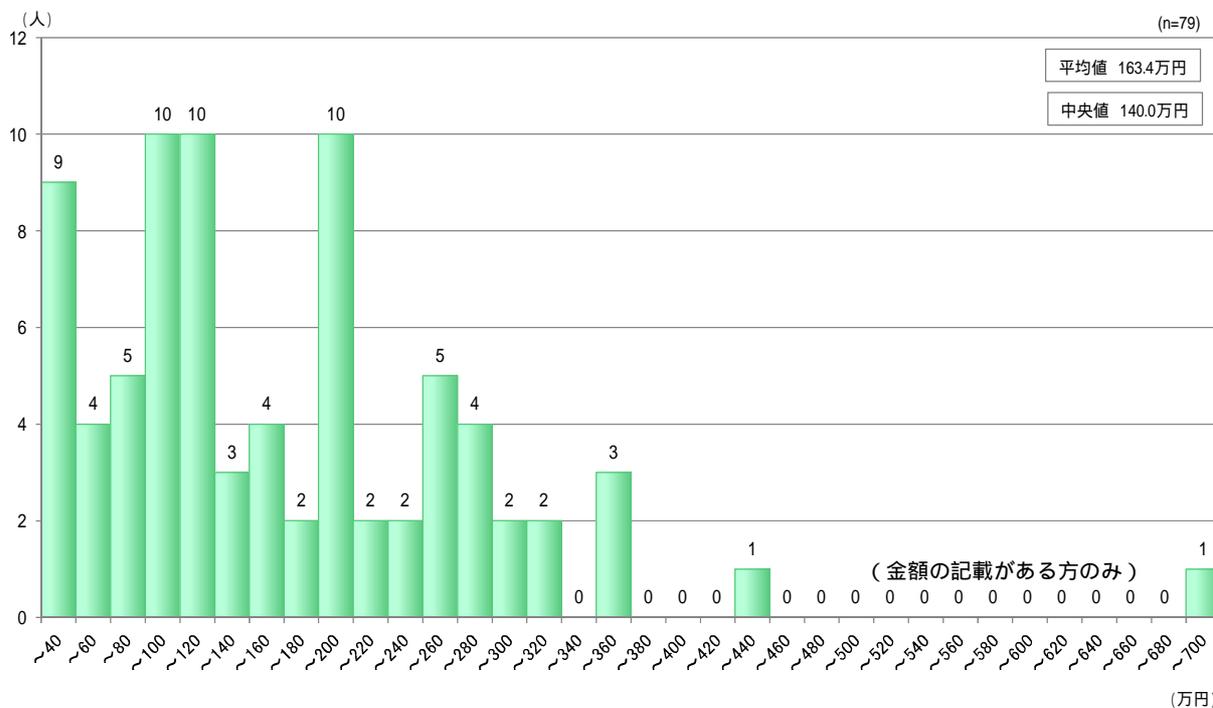


(金額の記載がある方のみ)

<その他各種年金>

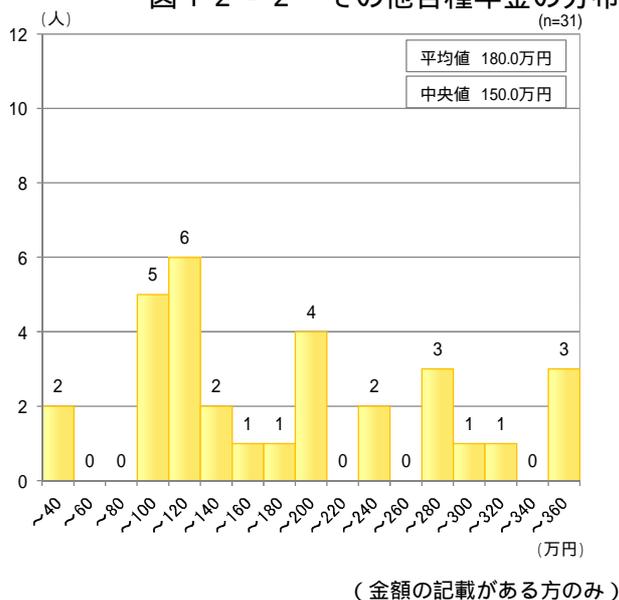
その他各種年金について、回答者全体について集計したところ、「80万円超～100万円以下」、「100万円超～120万円以下」、「180万円超～200万円以下」がそれぞれ10名となっている。平均値は163.4万円、中央値は140.0万円となっている。

図12-1 その他各種年金の分布（全体）



その他各種年金についてシングル母親に限定したところ、「100万円超～120万円以下」が6名、「80万円超～100万円以下」が5名となっている。平均値は180.0万円、中央値は150.0万円となっている。

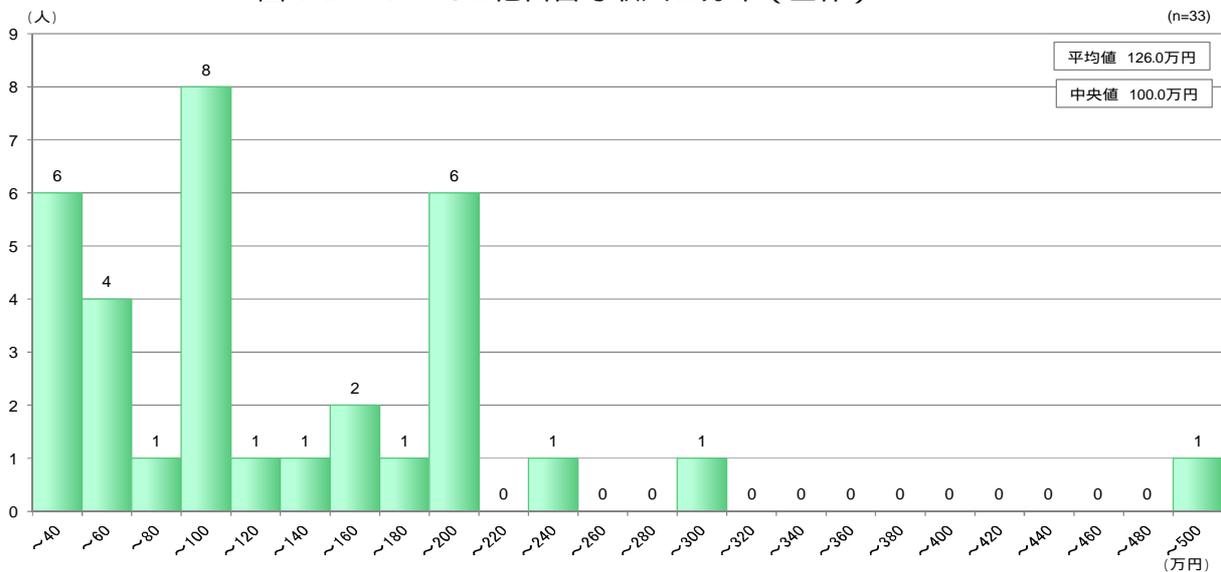
図12-2 その他各種年金の分布（母親シングル）



<その他自営等収入>

その他自営等収入について、回答者全体について集計したところ、「80万円超～100万円以下」が8名、「～40万円以下」、「180万円超～200万円以下」がそれぞれ6名となっている。平均値は126.0万円、中央値は100.0万円となっている。

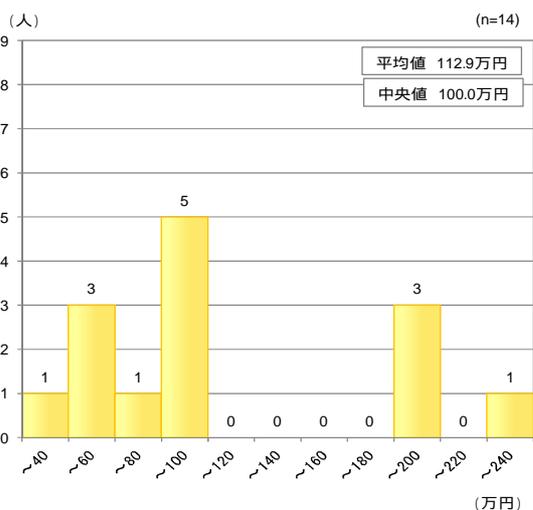
図13-1 その他自営等収入の分布（全体）



(金額の記載がある方のみ)

その他自営等収入についてシングル母親に限定したところ、「80万円超～100万円以下」が5名、「40万円超～60万円以下」、「180万円超～200万円以下」がそれぞれ3名となっている。平均値は112.9万円、中央値は100.0万円となっている。

図13-2 その他自営等収入の分布（母親シングル）

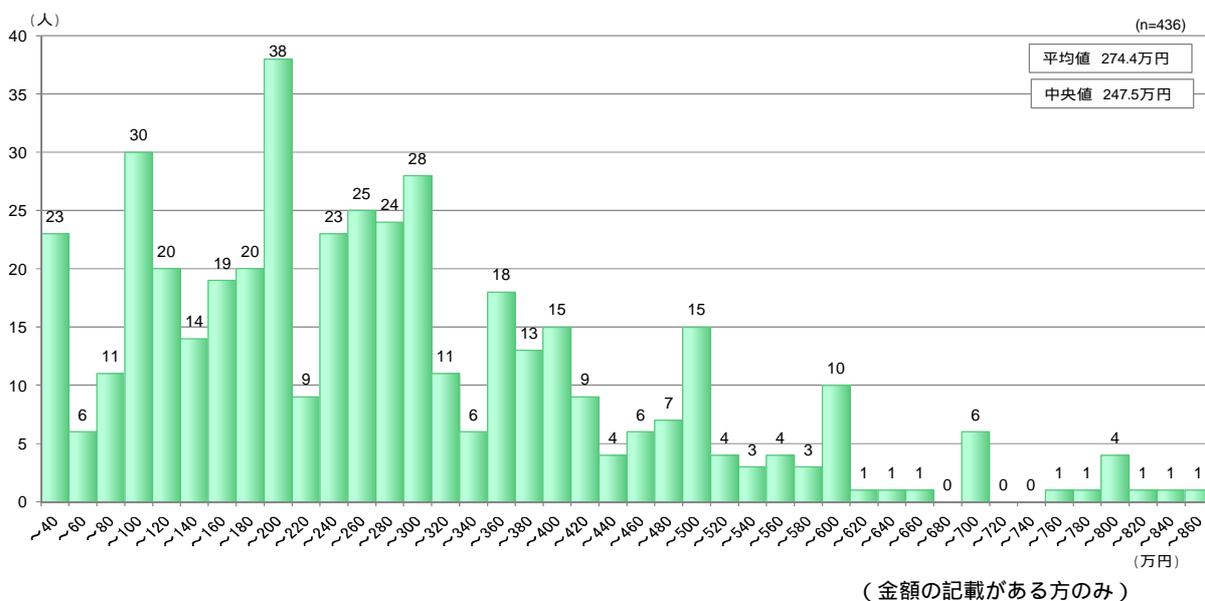


(金額の記載がある方のみ)

< 本人の収入合計 >

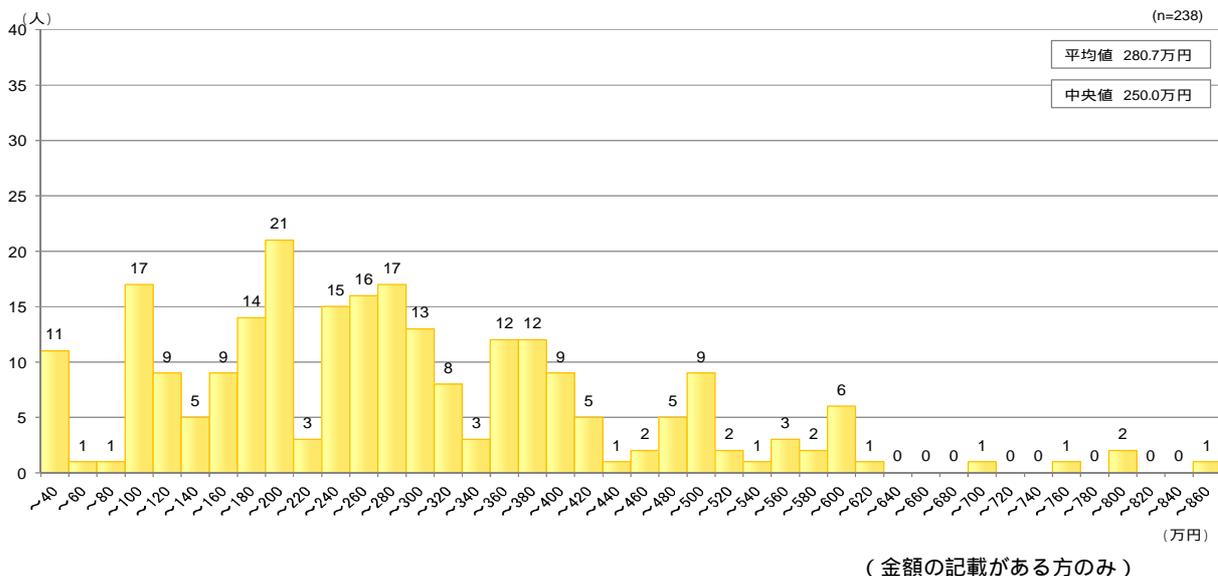
本人の収入の合計について、回答者全体について集計したところ、「180万円超～200万円以下」が38名、「80万円超～100万円以下」が30名、「280万円超～300万円以下」が28名となっている。平均値は274.4万円、中央値は247.5万円となっている。

図14-1 本人の合計収入の分布



本人の収入の合計についてシングル母親に限定したところ、「180万円超～200万円以下」が21名、「80万円超～100万円以下」、「260万円超～280万円以下」がそれぞれ17名、「240万円超～260万円以下」が16名、「220万円超～240万円以下」が15名となっている。平均値は280.7万円、中央値は250.0万円となっている。

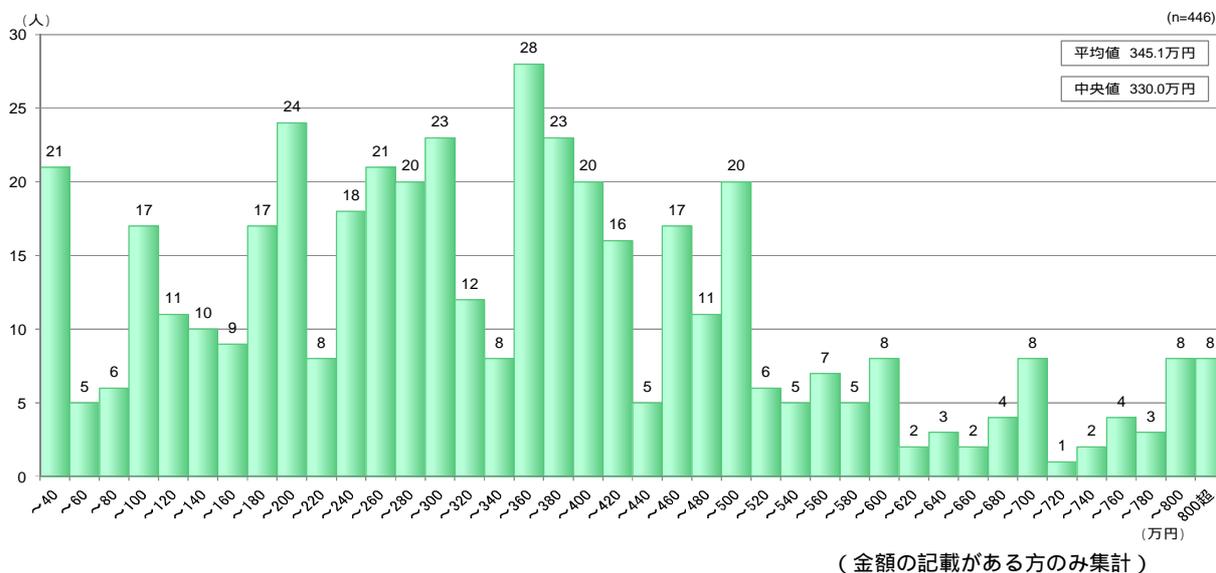
図14-2 本人の合計収入の分布 (母親シングル)



< 世帯の収入 >

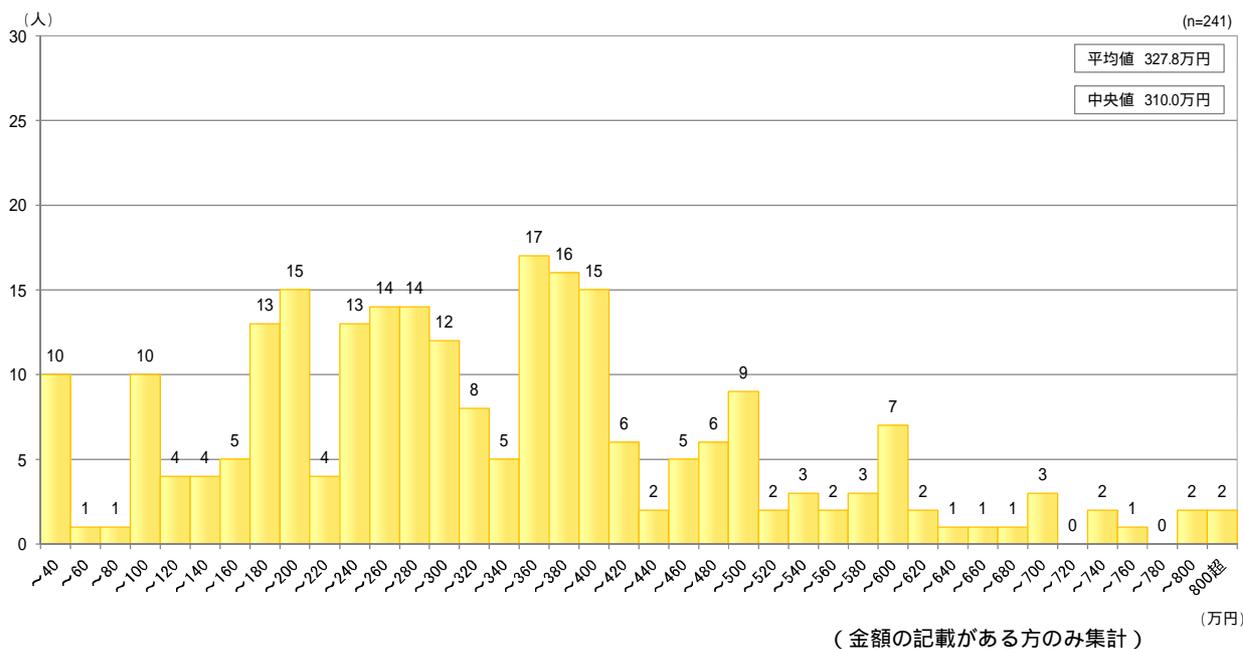
本人の収入と同居の家族の収入を合計したところ、「340万円超～360万円以下」が28名と最も多く、次いで「180万円超～200万円以下」が24名、「280万円超～300万円以下」、「360万円超～380万円以下」がそれぞれ23名となっている。平均値は345.1万円、中央値は330.0万円となっている。

図15-1 世帯収入の分布（全体）



本人の収入と同居の家族の収入の合計について、シングル母親に限定したところ、「340万円超～360万円以下」が17名と最も多く、次いで「360万円超～380万円以下」が16名、「180万円超～200万円以下」、「380万円超～400万円以下」がそれぞれ15名となっている。平均値は327.8万円、中央値は310.0万円となっている。

図15-2 世帯収入の分布（母親シングル）

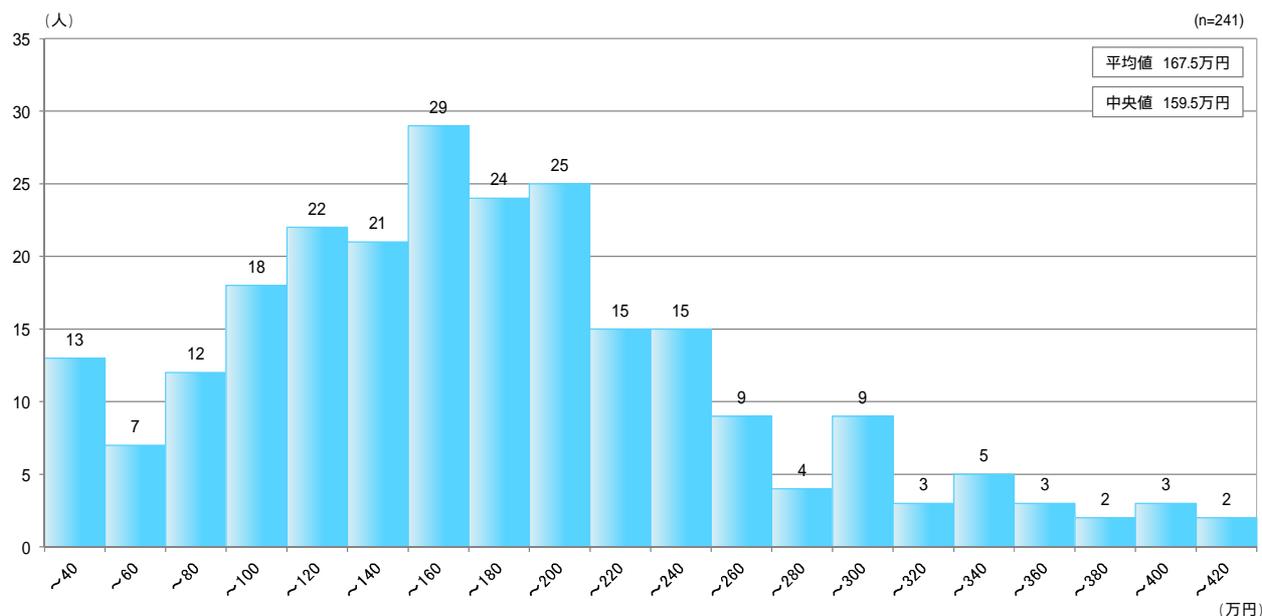


3) 等価可処分所得の分析

< 母親シングル世帯 (全体) >

本人の収入と同居の家族の収入から、税金・社会保険料を除いた可処分所得を算出し、世帯人員の平方根で割って等価可処分所得(名目値)を算出している。分析対象の世帯は世帯人員が把握できる母親(シングル)の241世帯である。平均値は167.5万円であり、中央値は159.5万円である。なお、貧困とされる122万円以下の世帯は75世帯(31.1%)にのぼっている。

図16 等価可処分所得の分布(母親シングル世帯)



世帯人員について

集計対象は母親と子どもから成る世帯である。なお、「就職している子どもがいる」と回答しているが、同居の家族の収入額に記載がない場合は、別居しているものと判断し、世帯の人数から除外している。

可処分所得の算出方法

母親の可処分所得と同居の子どもの可処分所得を合計したものを、世帯の可処分所得としている。算出方法は下記の通りである。

【母親の可処分所得】まず、税金の算出にかかる課税給与所得金額を算出するため、記載された給与額より給与所得控除後の金額を算出し、そこから基礎控除額、扶養控除額、寡婦控除額、社会保険料控除額を差し引き、所得税、住民税、復興特別所得税を算出した。次に母親の収入全体(給与所得、年金、自営等収入の合計)から上記税金及び社会保険料を差し引き、可処分所得を算出している。

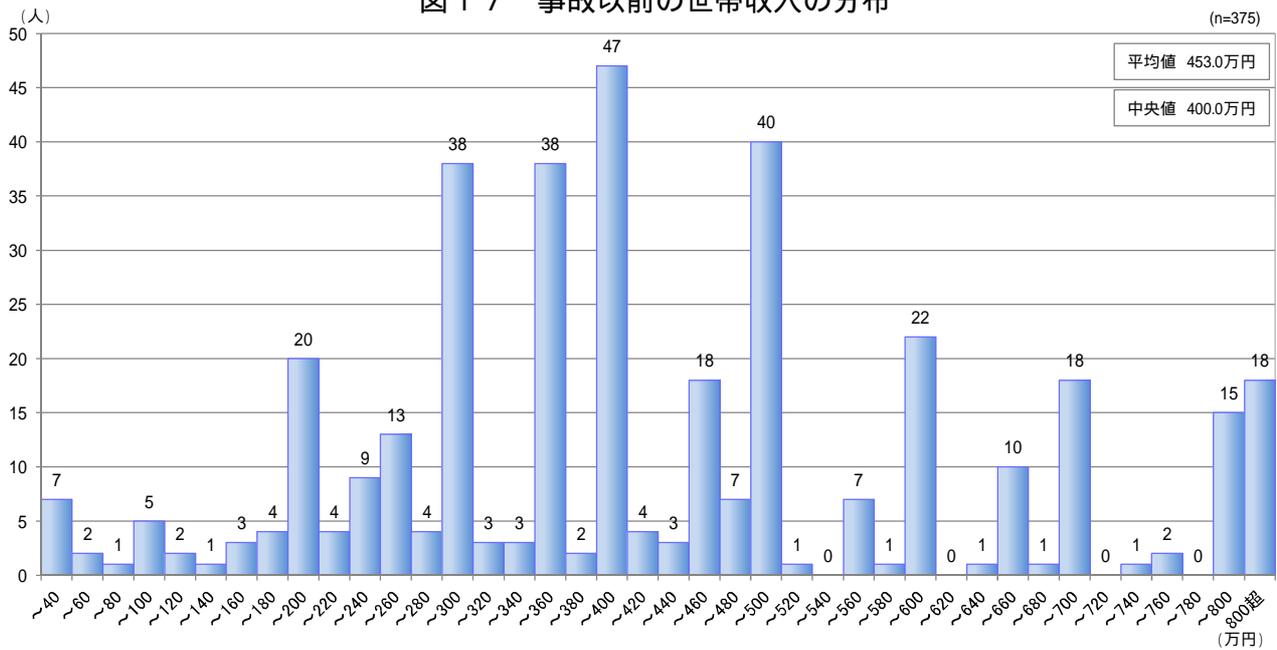
【同居の子どもの可処分所得】就職している子どもが複数いる場合、その所得は合算により記載されているため、まず1人当たりの給与所得を算出し、そこから母親の所得と同様の手順で1人当たりの給与の可処分所得を算出し、人数をかけた後、年金、自営等収入を足し上げて、同居の子どもの可処分所得を算出している。

3 交通遺児家庭の経済状況について (事故前と事故後の収入ギャップ)

1) 事故以前の世帯収入

事故以前の給与収入と自営等収入を合計し、事故以前の世帯収入を算出した。その結果、「380万円超～400万円以下」が47名と最も多く、「480万円超～500万円以下」が40名、「280万円超～300万円以下」、「340万円超～360万円以下」が38名となっている。

図17 事故以前の世帯収入の分布



(金額の記載がある方のみ集計)

2) 事故以前の世帯収入と現在の世帯収入比較

平成17年以降(過去10年間)の死亡事故の方に限定(後遺症事故の世帯を除外)し、事故以前の世帯収入と現在の世帯収入について、両方記載のある方のみ72名を集計している。その結果、事故前の収入の平均は495.4万円であったが、現在の収入の平均は385.7万円となっており、平均で109.7万円の減少となっている。事故前後の世帯収入を比べると、400万円以下の世帯が増加傾向にあり、それ以上の収入の世帯は減少傾向にある。

図18 事故前後の収入の比較(過去10年間の死亡事故に限定)



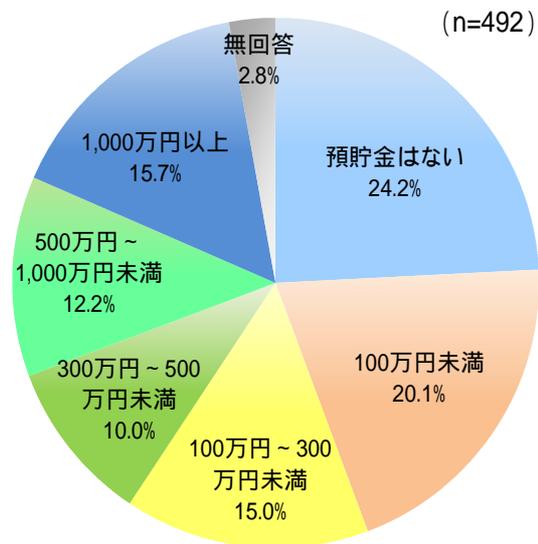
(両方の金額の記載がある方のみ集計)

(預貯金額)

3) 預貯金額

現在の預貯金額について質問したところ、「預貯金はない」が 24.2%と最も多く、次いで「100万円未満」が 20.1%となっている。

図 1 9 預貯金の金額の構成比

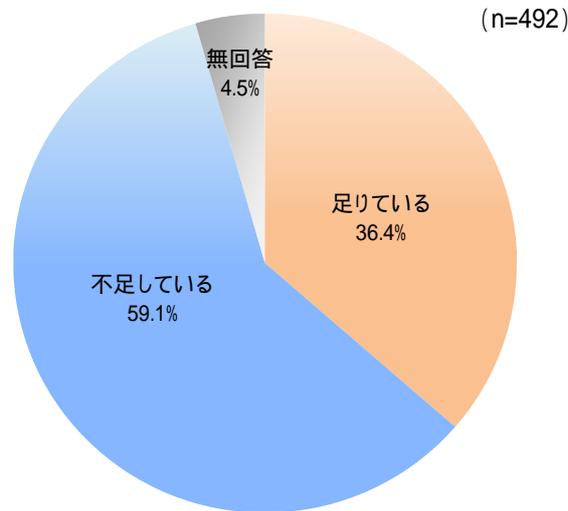


(家計の不足度合)

4) 世帯の家計の不足状況

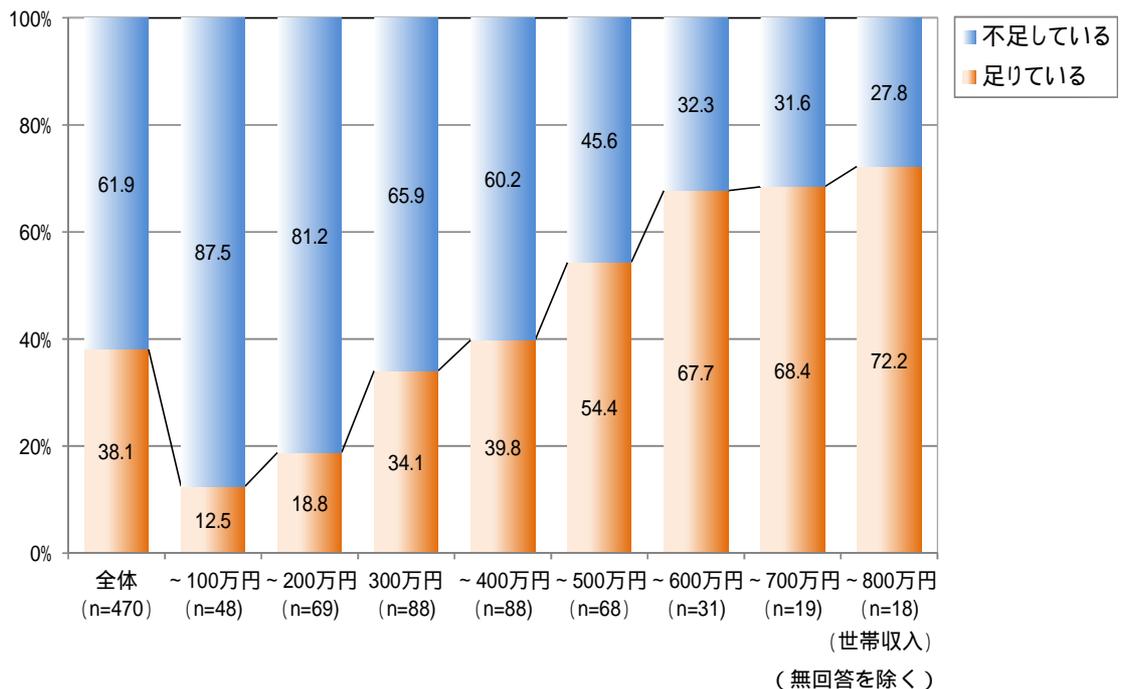
世帯の家計についての毎月の不足状況を質問したところ、「不足している」とする回答が59.1%となっている。

図20 世帯の家計の不足状況の構成比



世帯の家計の不足状況について、世帯収入別に集計したところ、「不足している」とする回答は、世帯年収が少ないほど顕著である。

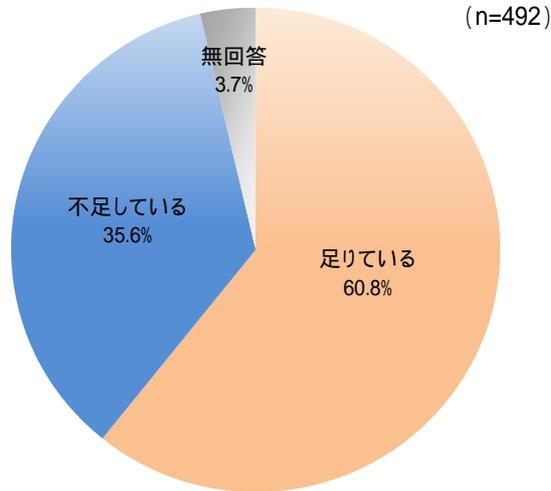
図21 世帯の家計の不足状況の構成比(世帯年収別)



5) 奨学金の不足状況

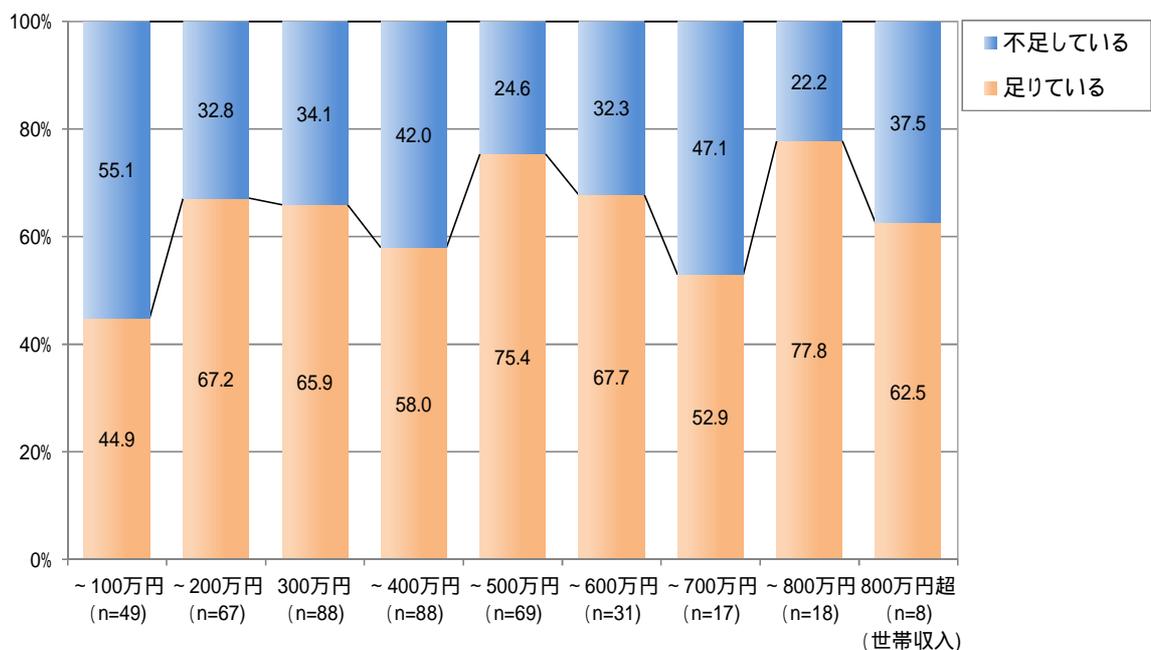
毎月の奨学金の不足状況を質問したところ、「足りている」とする回答が60.8%に上っているものの、「不足している」とする回答も35.6%となっている。

図2-2 奨学金の不足状況の構成比



奨学金の不足状況について世帯収入別に集計したところ、「100万円以下」の世帯において「不足している」が55.1%と多いものの、それ以外のグループにおいて、世帯年収と奨学金の不足状況との間に顕著な関連はみられていない。世帯の家計の不足状況は世帯年収によって一定の傾向が見られていたが、奨学金の不足状況については年収にはあまり関連していない可能性がある。

図2-3 奨学金の不足状況の構成比（世帯収入別）

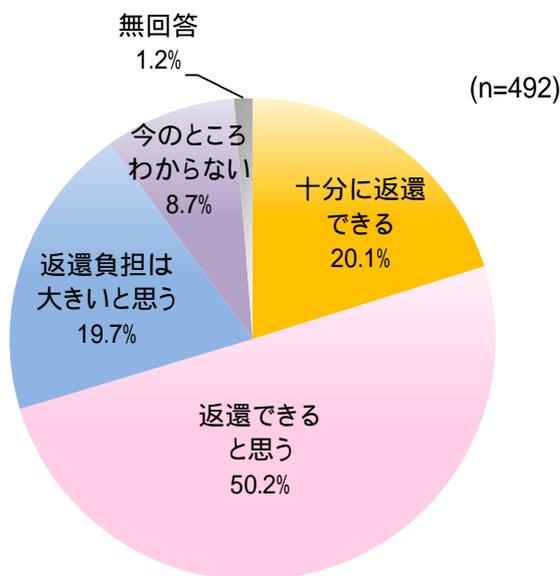


(収入の金額の記載がある方のみ集計)
(無回答を除く)

6) 奨学金の返還負担

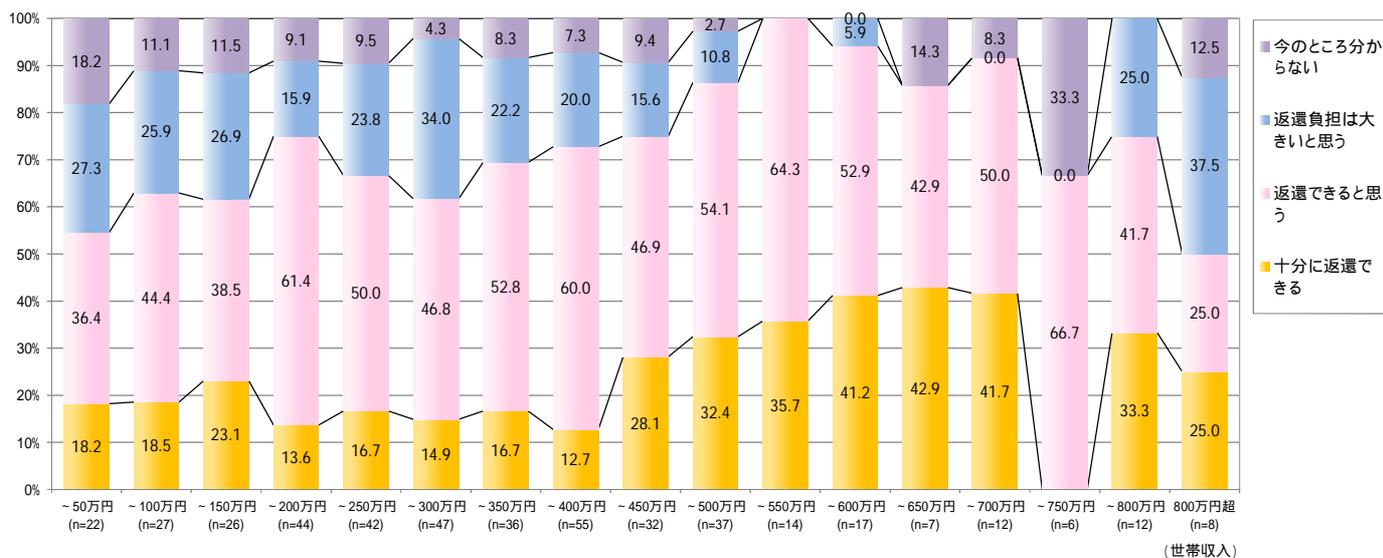
返還の負担についてどのようにお考えか質問したところ、返還できる(「十分に返還できる」「返還できると思う」とする回答が7割を超えている。他方、「負担は大きいと思う」については19.7%となっている。

図 2 4 奨学金返還負担の構成比



世帯収入別に集計したところ、世帯収入が700万円までは、収入が増加するにつれて返還できる(「十分に返還できる」「返還できると思う」とする回答が増加する傾向にある。

図 2 5 奨学金返還負担の構成比 (世帯収入別)



(収入の金額の記載がある方のみ集計)
(無回答を除く)